

令和6年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

子政発第241号
令和7年2月27日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和6年度定期監査結果（令和7年1月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上
（子ども未来部子ども政策課）

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども政策課

<p>指摘事項</p>	<p>1 決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国家賠償・損害賠償請求控訴事件に係る報酬等の支払い（報償費） 報償費について、事務決裁規程別表第1の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件100万円を超える支出の決裁権者は「副市長」とすべきところ、「課長」決裁となっていた。また、決裁権者の誤りにより、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議もできていなかった。 <p>事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、事務決裁規程で定める決裁権者について、その都度確認せず、課長決裁であった過去の同種事案を参考として起案、決裁したもので、決裁権者についての認識不足、確認不足であったことから生じたものです。指摘後速やかに会計管理者への協議を完了し、本来の決裁権者である副市長の決裁を受けました。</p> <p>今回の指摘事項について課内で文書回覧して全員に周知するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども政策課

<p>指摘事項</p>	<p>2 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>・令和6年9月分子ども・子育て支援教育・保育給付費の支弁について（課長決裁）</p> <p>事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、同時に複数の決裁文書が重なっていたため、その一部について決裁権者（課長）が見落としたこと、また、文書返却時も文書主任及び起案者の「押印されているだろう」という思い込みにより、改めて確認しなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘事項について課内で文書回覧して全員に周知するとともに、同時に複数の決裁文書がある場合は「ふせん」等によりその数を明確にするるとともに、決裁権者の承認後の文書返却時における起案者及び文書主任の確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども政策課

<p>指摘事項</p>	<p>3 決裁書に支払方法を概算払・前金払とする旨、その理由及び根拠法令の記載がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・子育て応援イベント開催費補助金（前金払）・子ども・子育て支援教育・保育委託費（概算払） <p>概算払、前金払は支出の特例であるため、決裁書に「概算払」「前金払」とする旨及びなぜ「概算払・前金払とする必要があるのかその理由」について明確にする必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>本件については、決裁書の作成において、支払方法に関する事項を明記すべきところ、起案者、認承者、文書主任及び決裁権者の認識不足、確認不足により記載のないまま事務処理を行ったものです。</p> <p>当該文書については、直ちに「前金払」あるいは「概算払」である旨と、その理由及び根拠法令を記載し、是正しました。また、今回の事例及び適正な事務処理について課内で文書回覧して全員に周知することで適切な事務処理について周知徹底し、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子育て支援課

<p>指摘事項</p>	<p>1 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・渭北こども広場内の電気通信設備（支線）設置に係る使用料 使用期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において、使用の開始後1月以内に使用料を徴収すると定められているが、令和6年度の使用料について、令和6年9月30日を納入の期限とし、相手方へ通知していた。</p> <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、当年度の使用開始日である令和6年4月1日から1月以内を納入の期限とすべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>行政財産の目的外使用料徴収について、使用する年度の開始日から1月以内を納入の期限とするべきところ、期限の設定を誤った原因は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に関する認識が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今後、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき適正に処理を行うために、事務手順を整理し職員間で確認を行います。</p> <p>また、担当者の交代等があった場合にも確実に引き継ぐことが出来るよう、事務手順のマニュアル化に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子育て支援課

<p>指摘事項</p>	<p>2 施設修繕の契約締結に当たり、請書を徴していないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不動児童館空調機修繕 <p>契約金額：総額 126,000 円</p> <p>徳島市契約規則第 27 条では、契約書を省略する場合、契約の履行に必要な要件を記載した請書を徴することとしており、契約金額が 10 万円以下である場合は、見積書をもって請書等に代えることができるとなっている。この修繕契約は契約金額が 10 万円を超えており、請書を徴すべき契約であったが、請書を徴していなかった。</p> <p>徳島市契約規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>施設修繕の契約締結については、契約金額が 10 万円以上であり、請書を徴すべきところ、徳島市契約規則が十分認識できていなかったことによるものです。当該契約については、直ちに契約業者から請書を徴し、予算執行伺書兼支出負担行為書に添付しました。</p> <p>今後、徳島市契約規則に基づき適正に処理をするために、事務処理手順を整理し職員間で確認を行います。また、担当者の交代等があった場合にも確実に引き継ぐことができるよう、事務手順のマニュアル化に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子育て支援課

<p>指摘事項</p>	<p>3 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>・ひとり親家庭等医療費（被用者保険分）の医療扶助費・審査支払事務費の支払いについて（令和6年10月請求分）（課長決裁）</p> <p>事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>本件については、一度会計課へ提出した当該支出命令書について、不備を指摘されたため、再度、予算執行伺書兼支出負担行為書を作成したところ、その決裁後に、決裁権者の押印があるかどうかの確認を怠った事によるものです。</p> <p>今後は、事務決裁規程に基づき適正に処理を行うために、起案並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底し、承認後の文書返却時に必ず決裁者の押印があるかどうか、起案者及び文書主任がチェックを行うとともに、同様の事案が起こることがないように課内で当事例について文書回覧し、注意喚起を行います。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども保育課（保育所等含む）

<p>指摘事項</p>	<p>1 行政財産の目的外使用料について、調定ができていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島市立富田認定こども園（仮）用地における電気通信設備設置使用料 <p>使用期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>歳入の調定は、事後調定にあたるものを除き、納入通知及び収納に先立って行われるべきところ、調定が行われていなかった。</p> <p>関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、納入通知を行っている歳入の調定期間など、調定手続に関する認識が十分でなかったことによるもので、直ちに調定を行うとともに、課内で関係法令等を周知しました。</p> <p>今後は、今回の事例を課内で文書回覧して全員に周知するとともに、事務担当者を対象とした研修を実施することにより、適切な事務処理に関して周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども保育課（保育所等含む）

<p>指摘事項</p>	<p>2 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・公立保育所等副食費（4月分、9月分）（課長決裁） <p>事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な管理を行われたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、決裁権者及び起案者による決裁書の確認作業が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘事項について課内で文書回覧して全員に周知するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども保育課（保育所等含む）

<p>指摘事項</p>	<p>3 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保育所等用品の購入について（課長決裁） 事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。・ 市立保育所等コピー料金の支払について（副部長決裁） 事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に副部長の押印がなかった。 <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、決裁権者及び起案者による決裁書の確認作業が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘事項について課内で文書回覧して全員に周知するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども保育課（保育所等含む）

<p>指摘事項</p>	<p>4 土地の賃貸借契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・八万東保育所園庭用地賃貸借契約 <p>印紙税法第8条及び別表第1に基づき、印紙の貼付を行うべきところ、貼付ができていなかった。なお、土地の賃貸料は、印紙税法別表第1にいう契約金額にあたらないため、この契約書は「契約金額の記載のない契約書」である。</p> <p>関係法令に基づき、適正な処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、決裁権者及び起案者等の当該契約の決裁書に關与した職員に、契約書への収入印紙の貼付の必要性に関する認識が不足していたことによるものです。</p> <p>今後は、今回の事例を課内で文書回覧して全員に周知するとともに、土地の賃貸借契約の関係法令で規定されている内容等に関して事務担当者を対象とした研修を実施することにより、周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども保育課（保育所等含む）

<p>指摘事項</p>	<p>5 行政財産使用許可書において、延滞金に関する規定が適正でないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none">・電気通信設備（電線、本柱、支柱、支線）の設置 <p>指令書に定める延滞金の利率について、「年 14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3%）」となっており、現行の「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第3条第1項及び附則第4項」に適合した規定となっていなかつた。</p> <p>税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に従い、適正な規定とすべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、決裁権者及び起案者等の当該使用許可の決裁書に關与した職員に、現行の延滞金の利率に関する認識が不足していたことによるものです。</p> <p>今後は、今回の事例を課内で文書回覧して全員に周知するとともに、現行の税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の内容等に関して事務担当者を対象とした研修を実施することにより、周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

子ども未来部 子ども保育課（保育所等含む）

<p>指摘事項</p>	<p>6 普通財産の貸付契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・市有地賃貸借契約（国府保育所駐車場内に電気通信設備を設置） <p>契約書第4条に定める遅延利息の利率が「年14.6パーセント」となっており、現行の公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合に適合した規定となっていなかった。</p> <p>公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、決裁権者及び起案者等の当該契約の決裁書に関与した職員に、遅延利息の利率に関する認識が不足していたことによるものです。</p> <p>今後は、今回の事例を課内で文書回覧して全員に周知するとともに、現行の公有財産規則の内容等に関して事務担当者を対象とした研修を実施することにより、周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>